

## 令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

葵区事務局会議・連絡調整会議 事務局

テーマ	昨年度からの引継ぎ課題と新たな多重課題しわけと取組みについて
概要 (課題となるポイント)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行や連携等について相談支援部会やケアマネット静岡との連携模索</li> <li>2. 山間地域への資源提供の確保について</li> <li>3. 重症心身障害児者の移動および送迎手段の確保について</li> <li>4. 特定相談・障害児相談の事業所数と相談員の人員不足及び委託相談支援事業所への負担増（特定と委託の役割、すみわけ、増やす取組み）</li> <li>5. 要対協ケース及び家族支援の必要なケースへの委託相談の早期介入について</li> </ol>
詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報共有シートは、相談支援部会で取り組むこととなった。相談支援専門員が介護保険を理解する事と、ケアマネさんに障害福祉サービスの理解をして頂く動きは必要。制度勉強会、事例研究会等の開催を企画する。</li> <li>2. 居宅介護支援事業所（ヘルパーサービス）の多くは山間地域の移動時間を含めた拘束時間と収益の採算の兼ね合いから提供できる事業所が少なく生活に苦慮されている方が居る。</li> <li>3. 家族が送迎を担っているので、負担が大きい。家族が体調を崩すと通学できない現状がある。利用事業所の送迎サービスや移動サービスの利用が難しいケースは自宅⇔目的地の移動の手立ての検討。</li> <li>4. 特定相談事業所の数が足りないことはサービス開始後、解消できていない。その事から、委託相談の負担も増えている。相談支援部会で解決できるものと行政の他市比較や予算組み立て等で改善が出来ることは役割が違うので、改善の具体的取組スケジュールを立て、見立てを立てることが重要。 障害児のセルフプラン率が 30%となっている。相談員自身も多くのケースを担っている事で負担が大きい現実がある。</li> <li>5. 複数課題を抱えているケースの場合には、早目の委託相談の介入により、ご本人やご家族と相談機関が信頼関係の構築をして連携が取れるようにしたい。</li> </ol>

<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取り組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課題解決に向けて双方の制度勉強会の実施や、制度移行に必要なガイドライン及び引き継ぎ書等の作成に向けた取り組みを相談支援部会へ依頼し葵区事務局としてサポートするように、事務局・連絡調整会議で決定する。12月10日に、連絡調整会議を高年齢分野との勉強会として開催し、介護福祉制度と障害福祉サービスの制度の違いをケアマネージャーの方や双方の対応をしている方と意見交換が出来た。アンケートからも、顔の見える関係づくりを今後も継続して行う必要があると考える。</li> <li>2. 要望の世帯数の調査やヘルパー事業所へのアンケートや連絡会等の開催により、事業所側のできる事、できない事を確認し、できる方法を創出する。事務局・連絡調整会議において、困難となっている状況整理や類似事例を出し合い協議した後、地域課題として取りまとめる。</li> <li>3. 要望の回答数を把握する。また、資源の調査、一覧表等の作成を行う。</li> <li>4. 相談支援部会でも取り組んで頂いている。年度で新規事業所、新規相談員、廃止事業所等の情報を数値化していく。加算の取説を活用したモデル収支による市内事業所へのアナウンスなど、取り組み具体化していく。</li> <li>5. 特に家族支援ケース（及び要対協ケース）は情報共有などを早めに出る機会（区事務局会議で区障害者支援課と委託相談でどこが担うかを検討するような場）があると良い。例）焼津市では月1回で開催している。</li> </ol>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>・解決に向けた取り組みにも記載している内容となります。 各区の地域課題や静岡市障害者自立支援協議会の各部会の課題とも連携し、改善に向けたより良い取り組みができると思います。</p>

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

駿河区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ</p>	<p>“気になる”子どもが適切な支援に繋がることのできる体制を作る</p>
<p>概要 (課題となるポイント)</p>	<p>年度当初より、ライフステージの各段階で適切な支援に繋がれないまま、問題が表面化したころには支援困難な状態に陥ってしまっているケースがあるため、特に幼児期学齢期に必要な支援の在り方や、支援へのスムーズな「繋ぎ」に関する要望を把握することを課題にしていた。</p> <p>自宅で生活ができなくなるほどの行動障害や問題行動がある、知的障害や発達障害の方の支援は、利用できるサービスも無いか少ないうえ、利用できたとしても長年にわたった不適切な経験のリセットは困難で、問題の改善が難しい。どのケースも、様々な人の努力がありながらも、結果的に不適切な経験が積み上がってしまったことで、対応が困難なほどのあらわれにまで発展してしまっていることが共通している。今後このような状態に陥るケースを増やさないようにするためには、不適切な経験を積み上げさせないことが必要になるので、幼児期から適切な支援が必要である。</p> <p>しかし、実際に子どもに接している親や先生たちが、子どもの言動や家庭の状況を「気になる」「心配」と思っている、それをどこに相談すればいいのかもわからない状態で、困っていることが多い。どこかの機関に繋がることができても、分野を超え多岐にわたる支援を把握しきれてはいないので、最も適切な支援に繋がることができるのかも分からない。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>気になる子どもを支援したり、支援を考えたりする機関はいくつもあり、障害分野だけではないので、数えきれない。支援が多岐にわたっていると、たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「・家では問題ないと思っていたが、他の子を見るとなんだか違和感がある。</li> <li>・園で1対1対応が必要だが、担任はひとりなので、どうすれば集団生活ができるのかわからない。</li> <li>・不安が大きくなり、かかりつけ医に相談したが、うちでは診断できないと言われ、子どもをどの病院に連れて行ったらいいのかもわからない。</li> <li>・障害と診断されたら将来がない気がして受け入れられず、本当は病院に行くこともためらっている。</li> <li>・支援は欲しいが、どんな支援がありどんな効果があるのかもわからない。</li> <li>・卒園後、学区の小学校の普通級に通えるのだろうか。</li> <li>・就学後も母は仕事を継続しなければいけないが、できるのだろうか。」</li> </ul> <p>といった母の悩みがあったとき、母はどこに相談できる場所があって、そこでこの悩みのうちどれを相談できるのかわからない。たどり着いた支援機関に相談しても、やはり適切な相談先が分からなかったりする。実際に委託相談に、保健センター</p>

	<p>や病院、児相から「特性に合った療育施設はあるか」「困りごとを改善できる支援はないか」とか、保育園から「発達障害の診断ができる病院はどこにあり、どうしたら受診できるのか」「対応のための支援者支援や研修はないか」と支援者からも「どこに相談すればいいのかわからなくて…」と相談がある。もちろん直接ご家族から相談を受けることも多く、上記の母の悩み相談や、支援者からの問い合わせに応じるには、障害の分野だけではない広い知識が必要になる。</p> <p>だが実際、相談事業所が分野を超えた多岐にわたる支援や情報、システム等を把握できているわけではないので、まず気になる子を支えているシステムや支援を知るところから取り組みたい。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<p>年度内を目途に、計画・委託相談支援事業所、発達障害者支援センターきらり、子ども未来局、健康支援課、児童発達支援事業所、教育委員会等から情報を収集し、乳幼児・学齢期への既存の公的支援に関しての情報を収集。その後、相談支援・サービス事業所等を対象に、「幼児期学齢期を対象とした相談支援・社会資源の理解促進に関する勉強会」を実施し、支援力の向上を図る。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>①相談支援・福祉サービス事業従事者の支援力を向上し、保育・教育関係機関との連携を深めることで、発達障害児・知的障害児が、幼児期学齢期に障害特性に合わせた適切な支援を受けられる態勢を構築する。</p> <p>②多問題なケースに対し、重層的なチーム支援を提供できるようサービス事業所・相談支援事業所のスキルアップを図る。</p>

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ（継続）</p>	<p>静岡市東部地域（由比・蒲原）の相談支援体制の構築</p>
<p>概要 （課題となるポイント）</p>	<p>静岡市東部に位置する由比・蒲原地域においては、障害福祉サービス事業所が少なく、障害のある方の障害特性や生活状況に応じたサービス利用が難しくなっている。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>由比・蒲原地域在住の方は、清水区内の事業所を利用することになるが、近隣には事業所が少なく、気軽にサービス提供を受ける事が難しい。 静岡市との合併以前は、各町独自の限られた福祉サービスしかなく、現在の地域住民には福祉的支援の存在や、サービス利用についての情報などが認識されていない可能性が高い。そのため、困りごとに対して予防的支援が行われ難い。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取り組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<p>今年度も「障がい福祉相談会」を祝日含む奇数月に開催し4件の相談に対応した。相談に応じて必要な障害福祉サービス事業所が無い事例には、富士市内の事業所を紹介し、親亡き後の金銭的な問題に対しては相談機関を紹介するなど、地域の福祉的支援についての資源不足などが明らかとなった。 当該地域の相談は民生委員を通して高齢者支援に携わる蒲原由比地域包括支援センターに寄せられることが多いことから、地域の実情を知ることが必要と捉えセンターと協同し、今年度第2回目の清水区障害者相談支援連絡調整会議を蒲原生涯学習交流館において11/17(水)に開催した。 会議には48名の出席を得た。障害者相談支援事業の周知を図るとともに、地域の障害者児に関する現状などについて、地域住民である民生委員やケアマネジャー、サービス事業所担当者等から話を伺った。会議終了後には支援に関するアンケート(別紙1のとおり)を実施した。そこで、障害者児に関する支援事業への要望や8050問題、地域の障害者に対する支援等について、個人情報の壁を考慮しつつも地域住民が互いに地域のことを考えて活動している実情がわかった。また、介護保険施設の方の参加により、身体介護を提供する障害福祉サービス事業について検討していただける機会となり、福祉サービスの需要に対応できる存在となる可能性が考えられた。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>今年度の「障がい福祉相談会」については、予定通りに開催するとともに地域の相談に対して適切な対応を行い、障害者相談支援事業の周知を図るとともに、安心して活用していただけるようにしていく。 さらに、地域包括支援センター等と連携しながら「8050問題を作らない」地域となるよう、また、地域共生社会を目標とした仕組みづくりができるよう、相談体制の構築について検討を重ねていきたい。</p>

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

<p>テーマ（継続）</p>	<p>障害福祉サービス提供事業所間での連携強化</p>
<p>概要 （課題となるポイント）</p>	<p>清水区内の相談支援体制の整備および障害福祉サービス提供事業所の資質向上に向けて、障害福祉サービス提供事業所間の連携の強化を目指す。</p>
<p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例 （相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p>	<p>障害福祉サービスを提供している事業所間では、お互いの情報が少ないため、各事業所が単独で問題を抱えやすく、支援においても量的質的な偏りが生じるなど、互いに情報共有ができず、事業者間の連携が取りにくい現状がある。</p> <p>現在、障害福祉サービス提供事業所は、清水区内に者・児含め 219 事業所ある（静岡市内全域 817 事業所：2021 年 12 月 1 日現在）が、各事業所についての情報が周知されず、相談支援を行う上での情報不足や個々の利用者にあったより良い障害福祉サービスの利用への影響が懸念されている。中でも、生活の基盤となる住居(グループホーム)と日中活動に関する事業所情報も足りず、ミスマッチや利用継続ができないという相談もあり、障害福祉サービス提供事業所間や関係機関との情報共有は必要であると思われる。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p>	<p>今年度 6 月に開催した第 1 回清水区障害者相談支援事業連絡調整会議（以下、連絡調整会議）以後、事業所主体のもと、第 1 回清水区共同生活援助事業所連絡会（以下、連絡会）が 9 月に開催された（オンライン）。連絡会は、事業所同士の情報共有の場となり、スキルアップに向けた取り組みなどの意見交換がなされた。その結果、今後も定期的な開催が望まれ、3 か月ごとに開催することとなり、第 2 回目の連絡会が 12/16(木)に開催された。会議では、会の運営方法が検討され、サービス提供における課題への取り組みにおいては、計画相談支援を含む障害者相談支援事業との連携の必要性も話し合われた。</p> <p>さらに、第 1 回連絡調整会議後に作成した、「清水区内共同生活援助サービス提供事業所の紹介と課題」(別紙 2 のとおり)は、区内のグループホームや計画相談支援事業所、その他の相談機関等へ情報提供した。この情報に関しては、静岡市全域の相談機関等へ情報提供するとともに、葵区、駿河区の情報も頂けることで、さらなるサービス向上につながるのではないかという意見が出された。</p> <p>また、昨年作成した情報ツールとしての「清水区福祉サービス事業所一覧」についても、年度末に向けて更新する準備を行っている。</p>
<p>解決策や今後の方針</p>	<p>今回、生活拠点となる居住サービスに焦点を当てた連絡会の立ち上げを行った。他のサービス種別においても同様の課題があると思われることから、各サービス事業所間が連携を強化していくことは必要であると考えられる。そのため、他のサービス種別ごとの連絡会設立の支援についても、事業所からの意見を集約するなどして検討し、協同して課題解決に取り組んでいくようにしていきたい。</p>

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

追加しておくべき項目があれば、追加していただいで構いません。

## 令和3年度第2回 清水区障害者相談支援連絡調整会議 活動に関するアンケート結果

2021/11/17

参加者 48名 : 回答 25名、回答率 全体52%、委託7名除外61%

**質問1 所属されている機関は？**

民生委員・児童委員	6/8	
居宅介護支援事業所	4/6	
障害福祉サービス事業所	2/4	
介護保険事業所	1/1	
教育機関	2/2	
行政	2/6	
相談機関	7/20	委託：7
無記入	1	

**質問2 お住いの地域においての活動や業務の中で、障がいのある方の福祉について、****気になることやお困りのことはありますか？**

- ・高齢者以外の対象者が解らない
- ・障害者の情報がわからないので対応ができない
- ・本当に困っている方は「助けて」が言えないのではないのでしょうか
- ・私の知る限りでは福祉の手が届いていると思います
- ・親が亡くなった後のこの自活などどうなるか、だれがみれるか。社会資源だけではまかなえない側面が、町内会長や隣近所だけではまかなえきれない。
- ・担当地区内に現状、何人いるか情報がないため支援活動ができていない
- ・学校や他事業所との連携がなかなかとれない
- ・高次脳機能障害、若年性アルツハイマー型認知症の方など、若い方が利用できるサービス、居場所が由比蒲原圏域にない
- ・第2号被保険者や若年性認知症のサービスの選択
- ・診断のない方への医療や福祉へつなげる難しさを感じる
- ・教職員の福祉サービスの理解や情報がたりないと強く感じる
- ・80, 40, 10（療育）の3人世帯の40より、80, 10で余裕がなく、10の手続きに清水区役所まで行く気がないと相談を受けた。80を介護保険につなげ、40が手続きを行うことができたが、区役所まで行かず、支所でも行うことができれば良いと感じた
- ・蒲原と由比の就労場所の開拓をしてほしい。地活を
- ・障害者の認定に至らないグレーゾーンの人達があまりにも多く対策に頭を痛めています
- ・精神科への受診へのつなぎ
- ・8050問題
- ・こういったサービスが受けられるのか情報が集めにくい→このような顔が見える、現状を知れる機会はとても良いと思います
- ・独居、高齢者世帯は、民生委員さんが実態把握調査に伺い、介護保険サービス利用宅にはケアマネなどが伺うので困りごとがわかりますが、障害のある方の家庭の実態が把握できないことが気になるところです
- ・お互いのことについて正しく知る機会がないので、正しく知って健全な(?)かかわりがもてるようになるといいな...と思っています
- ・(由比蒲原地域に限ったことではないかもしれませんが...) ケアラー支援について、ニーズがあるにもかかわらず、解決志向はもとより寄り添いを行うマンパワーの不足を感じました。ケアラーに信用してもらえ社会的支援を体制を作ることで、本人(当事者の自立支援)にもつながっていくのではないかと...と思います
- ・情報の共有ができたかと思えます。本校でも、由比・蒲原の児童生徒もいます。必要に応じて連携よろしく願います。

**質問3 人口や人手の減少、高齢化が進行している現在、「地域共生社会」を目指した取り組みが行われています。****地域が『丸ごとつながる』ために考えられることを教えてください。**

- ・気軽に声を掛けていただける様に自然体でいたいと思います
- ・おせっかいのように思えても、気になる事があったら自治会長や民生委員に知らせて欲しいです。
- ・町内会の中で問題課題として見守って相談する会を作っていくこと
- ・高齢化が進んでいる現在、介護支援を遅らすため、地域コミュニティ、居場所作り、S型デイサービス、サロンの拡充、さらなる推進を！
- ・世代を超えての交流は今後必要だと思う
- ・子ども会、自治会、学童などの困りごとを聞く
- ・学校の機能や制度を変える...無理ですが
- ・今回、相談窓口がわかって良かったです。色々な職種との連携が大切と感じました。

- ・近隣住民からの情報収集することができ、協力してくれる
  - ・民生委員と包括支援センターのつながりが太い
  - ・民生委員、包括、居宅と連携がとれている
  - ・守秘義務と開示の使い分けができるとうい
  - ・学校は少子化に伴い空き教室、グラウンド、体育館など、利用できる施設があるので、地域との関わりの場として欲しい
- ・まると集まる場を作ってみる
  - ・市が企画中の重層的支援体制が実現することを期待しています
  - ・今回の様にそれぞれの機関の顔合わせの機会、事例発表の機会があると今後つなぎやすくなって良いと思った
- ・情報の共有（個人情報の壁はありますが、地域で課題を把握しておくことが大事と思いました）
  - ・オープンにしにくい内容と思いますが、地域の中で暮らしていく中で上手に社会とつながることができれば…と思います
- ・障がいサービスにつながる＝支給決定を受けてどこかの事業所と契約する（継続的に通う）ーという"堅い"つながりでなく、例えば認知症カフェや子ども食堂のような"出入り自由（緩い）"つながりを創っていくことも多様な参加者のなかで考えていかれるとありがたいと思います
- ・自治会、組長、民生委員、地域包括等の連携ができる体制。このように各セッションで集まれるこの様な連携調整会議は必要かと思われます。保健福祉、圏域連絡調整会議も同様かと思います。

#### 質問4、本日の会議は皆様の活動や業務の参考になりましたか？

参考になった（24）      どちらでもない（1）      参考にならなかった（0）

清水区内共同生活援助サービス提供事業所の紹介と課題 (2021/12/16現在)

1	事業所名	かしわ寮	ここみ	ドリームゲート興津 ドリームゲート清水	わんだふるハウス	あやめはうす清水追分	ソーシャルインクルーホーム	そ〜れ	Casa Shimizu	グループホームとも/SUN
2	GH種別	包括型	包括型	おきつ 包括型5名 短期入所あり 清水 包括型9名 (通過型を目指している・福祉就労・企業就職)	包括型 男性棟5名 女性棟7名 空床型短期入所 保護権と共生・朝夕の散歩あり	包括型 男性 10名 女性 10名 今後の利用状況により男女比に変更あり	日中支援型 1階 男性10名 2階 女性10名 短期入所各1名対応	日中支援型 男女同居9名 短期入所1名	日中支援型 1～6階フロア管理 1階多目的 2.3階 重度者 4.5階 女性 6階 男性 20名 短期入所 4名(現在感染防止)	包括型 男女問わず 6名と7名
3	施設長 管理者	サービス管理責任者 松永 文秀	サービス管理責任者 桑原 詠子	エリア担当 向井 一樹	管理者 池ヶ谷 由起子	サービス管理責任者 佐藤 慎祐	管理者 岡 好江	サービス管理責任者 玉木 秀和	所長 望月 志保	施設長 瀧戸 恵美
4	食事提供	併設施設の給食 世話人の調理もあり	デイナーケア(食事提供あり)利用 土日祝の食事は、自身で準備 宅配弁当注文可	世話人の調理 必要に応じて外注	朝食は世話人の調理 昼食は各自夕食はおかずのみ外注 主食、汁物は調理	世話人の調理 土日は3食提供 食材外注の調理もあり	食材外注 朝夕職員の調理	食材外注 朝夕世話人の調理 土日は自由	調理員や世話人の施設内調理	食材外注・職員の調理
5	排泄支援	ほぼ自立者 掃除当番等協力し合う	体調不良時は職員の対応	対象者なし	対象者なし	体調不良時対応	個々に応じて、見守りや全介助あり	自立者から要介助者あり支援実施 同性介助	必要に応じて支援	自立者から要介助者あり全介助を含め支援実施
6	入浴支援	ほぼ自立者 お湯はりなど当番制 軟膏塗布など一部介助	体調不良時は職員の対応	対象者なし	対象者なし 職員の緊急対応可 入浴準備チェック	体調不良時対応	個々に応じて、見守りや全介助あり	時間制限を設け見守り	個室のユニットバス 入浴支援あり 共同浴室あり	自立者から要介助者あり全介助を含め支援実施
7	服薬管理	職員が医療の管理実施	入所時は職員管理 徐々にステップアップ	ほぼ職員の管理 自己管理者もあり	職員の管理 自己管理は難しい 食事提供時に配薬	希望者のみ対応 食後配薬	職員管理又は自己管理 配薬、服薬確認	職員管理 個々に対応	ケースの中へ入れてフロアを回り、服薬後の確認もあり 食前薬はボーチへ入れて渡す 法人看護師と検討しながら対応	主に施設管理 自立者数人
8	金銭管理	通帳は母体施設が管理 3万円ずつこづかい手渡し	自立できるように支援 入所時は職員管理 徐々にステップアップ	同意書を取り無料で管理 成年後見制度も活用 自立のための支援実施	高額は親族 お小遣い帳の記入支援	施設管理も可能 有料¥1000 週1回本人に手渡し	施設管理・無料 家族の決定額をこづかいとして渡す	1か月分等を預かり個人に小遣いとして渡す	自己管理無し 法人事務局管理 有料¥3000	2名自己管理 1名は小口現金を預かり個々に所持金を渡す(金銭管理無料)
9	夜間支援	警備会社ALSOK利用 女性棟 20:30まで職員 男性棟 24:00まで職員	宿直体制あり	おきつ:夜勤体制あり 清水:夜勤者なし 警備会社ALSOK利用	24時間の夜勤体制あり 警備会社ALSOK利用	24時間の夜勤体制あり	夜勤体制あり 緊急時の対応も可	夜勤体制あり1名 入所人数に応じて2名に増員予定 警備会社ALSOK利用	夜勤体制あり1～2名	夜勤体制
10	通院支援	3名の職員で対応 有償運送利用	状況の応じて同行 家族支援もあり その他、自身で通院できるよう支援	緊急時を含め日中も職員が対応	自分で通院 家族の支援を依頼 入所後間近の支援あり	基本無料にて対応可能 状況により無料にて対応可能	基本家族の支援 受診同行あり	家族支援 緊急時等臨機応変に対応	本部看護師の対応あり・緊急対応可 単身者は無料対応 入院時は実費の対応	職員対応(無料)か家族支援
11	買い物支援	コロナ感染防止のため外出を控えているが、外出買い物支援あり	職員が同行することもあるが近隣の店舗へ自立	個別対応 研修として外出支援	不便な場所での買い物や大型商品は通販利用・一緒に検討	買い物支援あり 基本自立者	買い物支援あり 代行も可能	家族の対応依頼 ヘルパーの利用次第	世話人の対応 移動支援の利用だが、対応が得られない 外出届け出制	職員対応(無料)か家族支援
12	日中活動場所までの移動手段	敷地内を一人で移動	徒歩 自立 夜間のナイトケアあり、帰りは送迎バス利用	福祉就労 個人で移動	徒歩・バス・自立 他事業所の送迎利用	送迎利用	自立 他事業所の送迎	バス・電車等各自 他事業所の送迎利用 希望者多く対応が難しい	法人の送迎バス利用 通勤者はバスや電車を利用し自立	各自 日中事業所の送迎利用
13	土日年末年始等	常時対応	外泊等届け出制 市外への外出は届け出制	対応可能	外泊等事前届出制	土日帰宅者あり	年末年始等帰宅者あり	本人の希望に応じて受け入れ態勢を整えたい	感染対策のため中止中	
14	契約行為や保護者不在の対応	保護者 成年後見人手続きに時間がかかる 計画相談支援からの検討を希望	契約は本人、保護者 成年後見制度利用	保証協会利用 親族の対応を得ている	成年後見制度利用 契約後にサポート	成年後見制度利用	手続き等成年後見制度利用	成年後見制度の利用を勧める	成年後見制度利用 日常生活支援事業利用 18歳以上本人契約	成年後見利用は2名(母親・妹) その他11名は後見利用なし
15	想定する障害者支援区分の範囲	区分4～5	区分1～4(ほぼ区分2)	区分1～3	区分1～3	区分1～4	区分3以上	区分3以上	区分無し～6	区分無し～6

清水区内共同生活援助サービス提供事業所の紹介と課題（2021/12/16現在）

1	事業所名	グループホームひだまり	グループホームRASIEL おきつアリーナ	コスモス山原				
2	GH種別		包括型	日中支援型 女性10名 短期入所1名				
3	施設長 管理者		管理者 浅岡 明美	管理者 佐藤博志				
4	食事提供		宅配弁当	主食・汁物は調理 おかずは外注				
5	排泄支援		ほぼ自立	対象者なし 必要に応じて支援				
6	入浴支援		ほぼ自立	対象者なし 必要に応じて支援				
7	服薬管理		職員管理・自己管理	職員管理 配薬、服薬確認				
8	金銭管理		職員管理・自己管理	必要に応じて施設管理 お小遣い帳記入支援				
9	夜間支援		警備会社(ALSOK利用) 夜勤者なし(18:00まで)	夜勤体制あり				
10	通院支援		状況に応じて同行	必要に応じて送迎、同行 自分で通院を支援				
11	買い物支援		買物支援もあり・代行可能	買い物支援あり				
12	日中活動場 所までの移 動手段		自立・他事業所の送迎	各自または送迎支援あり				
13	土日年末年 始等		外泊事前届け出制	常時対応				
14	契約行為や 保護者不在 の対応		保護者・親族	本人、保護者、成年後見制度				
15	想定する障 害者支援区 分の範囲		区分1～6	区分3～5				